**○国土交通省告示第八百六十八号**

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第二十三条第四項の規定に基づき、建築基準法施行令第二十三条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全に行うことができる階段の構造方法を定める件（平成二十六年国土交通省告示第七百九号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年九月二十六日

国土交通大臣　石井　啓一

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、当該規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 第一　建築基準法施行令（以下「令」という。）第二十三条第四項に規定する同条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全にできる階段の構造方法は、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。<br>一　階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法が次の表によるものであること。ただし、屋外階段の幅は、建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第百二十条又は第百二十一条の規定による直通階段にあっては九十センチメートル以上、その他のものにあっては六十センチメートル以上とすることができる。<br>階段の種別 / 階段及びその踊場の幅（単位　センチメートル） / 蹴上げの寸法（単位　センチメートル） / 踏面の寸法（単位　センチメートル）<br>(一) 小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）における児童用の階段 / 一四〇以上 / 一八以下 / 二六以上<br>(二) 令第二十三条第一項の表(四)に掲げる階段 / 七五以上 / 二三以下 / 一九以上<br>二・三　（略） | 第一　建築基準法施行令（第二において「令」という。）第二十三条第四項に規定する同条第一項の規定に適合する階段と同等以上に昇降を安全にできる階段の構造方法は、小学校（義務教育学校の前期課程を含む。）における児童用の階段であって、次の各号に掲げる基準に適合するものとする。<br>一　階段及びその踊場の幅並びに階段の蹴上げ及び踏面の寸法が、それぞれ、百四十センチメートル以上、十八センチメートル以下及び二十六センチメートル以上であること。<br>二・三　（略） |

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

**○環境省告示第七十号**

昭和四十六年三月農林省告示第三百四十六号（農薬取締法第三条第一項第四号から第七号までに掲げる場合に該当するかどうかの基準）第三号の規定に基づき、水産動植物の被害防止に係る農薬登録保留基準（平成十八年十二月環境省告示第百四十三号）の一部を次のように改正し、公布の日から適用する。

平成二十九年九月二十六日

環境大臣　中川　雅治

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | | 改正前 | |
|---|---|---|---|
| 農薬の成分 | 基準値 | 農薬の成分 | 基準値 |
| （略） | | （略） | |
| アルミニウム＝トリス（エチル＝ホスホナート）（別名ホセチルアルミニウム又はホセチル） | 2,800μg／l | アルミニウム＝トリス（エチル＝ホスホナート）（別名ホセチルアルミニウム又はホセチル） | 2,800μg／l |